

## 千葉港に停泊する貨物船に立てこもる者による化学剤散布事案に関する 避難実施要領

千 葉 市 長

平成19年11月21日 時 分

### 1 事態の状況、関係機関の措置等

11月21日午前9時30分頃、千葉市美浜区新港230番地沖合300メートルの地点に停泊する貨物船に立てこもっている、テロリストと推測される不審者グループにより、有毒化学物質を散布する旨の犯行予告があった。

また、午前10時頃、同不審者グループが、サリン剤200キログラムを保有していることが判明した。

午前10時30分、国の対策本部長は、本事案及び本日午前9時頃にJR海浜幕張駅、JR千葉駅、幕張メッセ国際会議場の3か所で発生した同時爆破テロ事案を受けて、政府緊急対処事態対策本部を設置するとともに、緊急対処事態に関する対処方針を決定し、警報の発令及び避難措置の指示を行った。これに基づき、千葉県知事が避難の指示を行い、千葉市長が本避難実施要領を策定した。

なお、現在、西の風毎秒1メートルであり、仮に200キログラムのサリンが散布された場合には、5キロメートル圏内が影響範囲になるものと考えられる。



2 避難の要領

(1) 「優先的避難地域」における域外避難

「優先的避難地域」

不審船の位置から1キロメートル圏内にある次の地域

区名	町名	番地	昼間の推定人口	要援護者数
美浜区	新港	225番地～335番地	2,674	0

時期

ただちに避難する。

避難先及び避難方法

次の場所にバスが向かうので、バスに乗車する。

区名	バス乗車場所	避難先避難所名	避難所所在地
美浜区	アクアリンクちば・ 千葉アイススケート場 (新港224-1) (運行時間(予定)11:30～12:00 順次バスが向かい、満車に なり次第、逐次発車。                 )	磯辺第四小学校	磯辺4-16-1
		磯辺第一小学校	磯辺5-2-1
		磯辺第一中学校	磯辺7-1-1
		磯辺第二小学校	磯辺7-17-1
		真砂第二中学校	真砂2-13-1
		県立検見川高等学校	真砂4-17-1

- ・上記場所へは、各事業所の所有する送迎バス等を活用し、各事業所と上記バス乗車場所を往復することにより、事業所内の全従業員を移送することとする。
- ・徒歩の方が早い場合には、徒歩で上記バス乗車場所へ向かってよい。
- ・自家用車は利用不可。

留意事項

- ・警察の設定した立入禁止区域には、絶対に立入らないこと。
- ・域内の道路では、警察が検問を行う。
- ・乗車場所及び各事業所の建物内においては、バス到着までの間、窓を閉め、目張りにより室内を密閉すること。また、ガスや水道、換気扇を止めること。
- ・バス乗車時も、窓を閉め、可能な限り車内を密閉すること。
- ・ハンカチ等を携行し、避難誘導員等が指示した場合は至急口や鼻を覆うこと。
- ・避難誘導員等の指示に従い、落ち着いて避難すること。
- ・迅速な避難のため、携行品は最低限のものとする。
- ・各事業所は、各々残留者がいないことを確認すること。
- ・避難誘導員等により、誘導のために必要な援助について協力を要請された場合は、可能な限り協力に応じること。

(2) 「その他の域外避難地域」における域外避難

「その他の域外避難地域」

不審船の位置から2キロメートル圏内にある次の地域(「優先的避難地域」を除く)

区名	町丁名	住民登録者数	昼間の推定人口	要援護者数
中央区	川崎町	0	6,717	0
	中央港1丁目	909	3,934	64
美浜区	新港	1,120	8,952	6

美浜区	高浜 1 丁目	6,243	3,887	159
	高浜 2 丁目	35	1,232	0
	高浜 7 丁目	0	84	0
合計		8,307	24,806	229

時期

ただちに避難する。

避難先（避難所）

不審船の位置から 2 キロメートル圏の外にある次の避難所のうち、最寄りの避難所

区名	避難所名	所在地
中央区 (8 か所)	蘇我コミュニティセンター	今井 1 - 1 4 - 3 5
	蘇我勤労市民プラザ体育館	今井 1 - 1 4 - 4 3
	蘇我小学校	今井 3 - 1 5 - 3 2
	生活技能センター	寒川町 1 - 1 2 0
	寒川小学校	寒川町 1 - 2 0 5
	千葉ポートアリーナ	問屋町 1 - 2 0
	新宿中学校	問屋町 1 - 7 3
	中央コミュニティセンター体育館	千葉港 2 - 1
稲毛区 (4 か所)	弥生小学校	弥生町 3 - 1 8
	緑町中学校	緑町 2 - 3 - 1
	緑町小学校	緑町 2 - 1 3 - 1
	稲丘小学校	稲丘町 1 9 - 3 0
美浜区 (28 か所)	幸町第三小学校	幸町 1 - 1 0 - 1
	幸町第二中学校	幸町 1 - 1 0 - 2
	幸町第一小学校	幸町 2 - 7 - 1 4
	幸町第二小学校	幸町 2 - 9 - 4
	幸町第一中学校	幸町 2 - 1 2 - 7
	幸町第四小学校	幸町 2 - 1 2 - 1 2
	稲浜小学校	稲毛海岸 2 - 3 - 2
	稲浜中学校	稲毛海岸 2 - 3 - 3
	稲毛第二小学校	稲毛海岸 5 - 7 - 1
	高洲第四小学校	高洲 1 - 1 5 - 1
	高洲第一小学校	高洲 2 - 2 - 2 0
	高洲第一中学校	高洲 2 - 3 - 1 8
	高洲第二小学校	高洲 2 - 5 - 1 3
	高洲第三小学校	高洲 3 - 3 - 1 1
	高洲コミュニティセンター	高洲 3 - 1 2 - 1
	高洲市民プール体育館	高洲 4 - 2 - 1
	高洲第二中学校	高洲 4 - 4 - 3
	市立稲毛高等学校・同附属中学校	高浜 3 - 1 - 1
	高浜第二小学校	高浜 3 - 3 - 1
	高浜中学校	高浜 4 - 8 - 1
高浜第三小学校	高浜 4 - 8 - 2	

美浜区 (つづき)	真砂第一小学校	真砂 2 - 3 - 1
	真砂第四小学校	真砂 3 - 1 4 - 1
	真砂第五小学校	真砂 1 - 1 2 - 1 5
	磯辺第三小学校	磯辺 1 - 2 5 - 1
	磯辺第二中学校	磯辺 1 - 5 0 - 1
	県立磯辺高等学校	磯辺 2 - 7 - 1
	県立千葉西高等学校	磯辺 3 - 3 0 - 3

収容状況に応じ、収容限度を超える避難所については、上表中の収容可能な他の避難所へバス輸送を行う。

#### 避難方法

健全者：徒歩により、直接、の避難所へ避難する。原則として、自家用車は利用しない。

要援護者：在宅の者にあつては、家族等の運転する自家用車により避難することができる。なお、一人暮らしで寝たきりの要介護者については、寝台付きの福祉タクシーを市が手配する。

その他：下記の老人福祉施設、学校、保育所については、千葉市の手配するバス等の車両により避難する。

区名	バス乗車場所	バス発車時刻(予定)	避難先避難所
中央区	ベストライフ千葉みなと (中央港 1-25-20)	1 1 : 5 0	千葉市青葉看護専門学校 (中央区青葉町 1273-5)
	グッドタイムリビング千葉みなと / 駅前通 (中央港 1-15-8)	1 1 : 5 5	
	グッドタイムリビング千葉みなと / 海岸通 (中央港 1-18-28)	1 1 : 5 0	
美浜区	高浜第一小学校 (高浜 1-4-1)	1 1 : 5 0	長沼コミュニティセンター (稲毛区长沼町 461-8)
	高浜第一保育所 (高浜 1-4-3)	1 1 : 5 0	

#### 留意事項

- ・域内の道路では、警察が検問を行う。
- ・上記バス乗車場所においては、バス到着までの間、窓を閉め、目張りにより室内を密閉すること。また、ガスや水道、換気扇を止めること。
- ・バス等に乗車時も、窓を閉め、可能な限り車内を密閉すること。
- ・ハンカチ等を携行し、避難誘導員等が指示した場合は至急口や鼻を覆うこと。
- ・避難誘導員等の指示に従い、落ち着いて避難すること。
- ・迅速な避難のため、携行品は最低限のものとすること。
- ・隣近所で声をかけあい、相互に助け合って避難すること。
- ・避難誘導員等により、誘導のために必要な援助について協力を要請された場合は、可能な限り協力に応じること。

(3) 屋内避難

対象地域

不審船の位置から5キロメートル圏内にある次の地域

区名	町名	丁目	住民登録者数	区名	町名	丁目	住民登録者数	区名	町名	丁目	住民登録者数		
中央区	亥鼻	1	382	中央区	中央	4	186		祐光	2	1,406		
		2	467		中央港	2	4	中央区小計		2,803			
		3	587		椿森	1	1,263	花見川区	検見川町	5	2,803		
	今井	1	1,362			2	799	花見川区小計		2,803			
		院内	1			561	3	1,290	稲毛区	穴川	1	1,672	
			2			824	4	179			2	1,904	
	稲荷町	1	651			5	462	3			1,001		
		2	578			6	768	4			642		
		3	596		出洲港		1,224	稲丘町		1,254			
	春日	1	1,312		道場北	1	1,407	稲毛	1	845			
		2	1,129		道場南	1	967	2	825				
	葛城	1	699		問屋町		1,669	稲毛	3	1,649			
		2	1,109		長洲	1	1,068	稲毛台町		1,923			
	要町		575			2	1,135	稲毛町	5	3,582			
	亀井町		730		新浜町		0	稲毛東	1	1,391			
	栄町		563		登戸	1	1,177	2	927				
	寒川町	1	589		2	955	3	1,637	3	1,637			
		2	633		3	1,175	4	1,013	4	1,013			
		3	913		4	861	5	1,392	5	1,392			
	汐見丘町		1,384		5	1,160	6	2,581	6	2,581			
	新宿	1	1,580		東本町		711	黒砂	1	870			
		2	1,864		富士見	1	231	2	1,191				
	新千葉	1	36		2	153	3	696	3	696			
		2	596		弁天	1	1,128	4	747	4	747		
		3	1,083			2	1,247	黒砂台	1	1,378			
	新田町		1,359			3	916	2	620				
		新町				458	4	991	3	1,216			
			神明町			2,808	本千葉町		698	小仲台	1	2,752	
	未広	1	835		本町	1	490	2	677	2	677		
		2	822		2	867	3	1,066	3	1,066			
		3	1,044		3	359	4	863	4	863			
		4	650		松波	1	785	5	1,728	5	1,728		
	千葉寺町		7,333		2	1,376	6	1,893	6	1,893			
	千葉港		2,930		3	1,230	7	3,420	7	3,420			
	中央	1	185		4	1,086	作草部町		4,320	作草部町		4,320	
		2	204		港町		1,131	作草部	1	1,935	作草部	1	1,935
		3	362		祐光	1	1,659	2	459	2	459		

稲毛区	天台	1	1,416	美浜区	磯辺	5	6,838	美浜区	高洲	3	10,670	
	轟町	1	1,493			6	3,076			高浜	4	3,795
		2	1,644			7	1,484		真砂		3	2,356
		3	1,536			8	742			4	4,538	
		4	741		稲毛海岸	1	1,012			5	1,119	
		5	1,674			2	759		6	937		
	緑町	1	1,490		3	1,781	打瀬		1	8,928	1	2,710
		2	599		2	8,563			2	8,563	2	7,121
弥生町		624	3	4,625	3	5,200		3	5,200			
稲毛区小計			61,286	4	4,111	4		4,111	4	4,111		
美浜区	磯辺	1	2,158	幸町	1	8,336		高洲	美浜区小計		130,178	
		2	780		2	14,271	合計		268,273			
		3	1,914	高洲	1	4,195						
		4	2,052		2	9,779						

時期・避難先

ただちに屋内へ避難する。なるべく密閉性の高い建物内に避難すること。

留意事項

- ・ 駅や大規模集客施設内において不審物を発見した場合には、警察へ連絡するとともに、速やかに現場から離れること。
- ・ 窓を閉め、目張りにより室内を密閉すること。
- ・ ガスや水道、換気扇を止めること。
- ・ できるだけ窓のない中央の部屋に移動すること。
- ・ 防災行政無線、ちばし安全・安心メール、千葉市ホームページ、テレビ・ラジオ等により、情報収集に努めること。

3 避難誘導體制

(1) 「優先的避難地域」における避難誘導

避難誘導を指揮する者

当該地域を管轄する美浜区緊急対処事態対策本部長（美浜区長）は、市対策本部及び域内各事業所と緊密な連携のもと、避難住民の誘導を指揮する。

避難誘導員

- ・ 市職員
- ・ 美浜区内の消防署員
- ・ 市長の要請を受けて避難誘導に従事する警察官、海上保安部職員、自衛隊員

避難誘導方法

避難誘導各機関の拡声器を備えた車等により、避難を呼びかける。また、電話連絡の取れない事業所については、車で直接訪問し、避難を呼びかける。

バス避難に係る警備

- ・ バス乗車場所は、警察官又は自衛隊員が警備を行う。
- ・ バス乗車場所から避難先への誘導に当たっては、警察官又は自衛隊員が先導を行う。

残留者の確認

各事業所にて残留者の確認を行う。

携行品等

- ・自動車等を使用して現場へ向かうこと。窓は必ず閉めること。
- ・本部からの指示を受領するため、必ず無線機を携行すること。
- ・化学剤散布が行われた場合には、ハンカチ等で口や鼻を覆い、速やかに乗車して避難すること。
- ・警察の設定した立入禁止区域内に立入る者は、原則として防護服を着用すること。
- ・防護服を着用して現地へ向かう者は、アトロピンやPAMなどの薬剤を入手し持参するよう努めること。
- ・その他、応急セット、拡声器を所持すること。

留意事項

- ・避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
- ・防災服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
- ・避難誘導員は正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・避難誘導員は、避難誘導時に危険な状態を生じさせる者がある場合には、必要な警告又は指示をすることができる。ただし、特に必要と認められる場合において次の措置を講じる必要がある場合については、避難誘導現場付近に在る警察官に依頼すること。
  - ・危険な場所への立入を禁止し、若しくは退去させること。
  - ・危険を生じさせるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去をさせること。

(2) 「その他の域外避難地域」における避難誘導

避難誘導を指揮する者

当該地域を管轄する中央区緊急対処事態対策本部長（中央区長）及び美浜区緊急対処事態対策本部長（美浜区長）は、市対策本部と緊密な連携のもと、避難住民の誘導を指揮する。

避難誘導員

- ・市職員
- ・中央区及び美浜区内の消防署員
- ・当該地域の消防団に属する者
- ・市長の要請を受けて避難誘導に従事する警察官、海上保安部職員、自衛隊員

避難誘導員配置場所

避難所周辺のほか、下記場所に配置し、避難所の案内や自家用車利用自粛の要請、域外避難圏内への逆流防止などの業務にあたる。

区名	配置場所
中央区	中央港 1 - 2 千葉みなと駅入口交差点
	中央港 1 - 2 京葉線ガード下付近
美浜区	新港 1 1 京葉線ガード下付近
	新港 5 4 白鳥製薬付近交差点

美浜区	新港 1 8 9 京葉線ガード下付近
	高浜 1 - 1 運輸支局入口バス停付近
	高浜 4 - 1 交差点
	高浜 7 - 1 公園プール入口交差点

バス避難に係る警備

- ・バス乗車場所は、警察官又は自衛隊員が警備を行う。
- ・バス乗車場所から避難先への誘導に当たっては、警察官又は自衛隊員が先導を行う。

残留者の確認

- ・市職員は、県警察、消防団及び市民等の協力を得て、域外避難地域内の巡回を行い残留者の有無を確認し、区本部に連絡すること。
- ・要援護者のうち独居の者については、市の提供するリストをもとに戸別訪問を行い、残留の有無を確認すること。
- ・残留者には避難をするよう説得するとともに、残留の状況について把握しておくこと。
- ・残留者の確認は午前 11 時 55 分までに終了するよう活動し、確認後は速やかに域外避難地域外に避難すること。

携行品等

- ・自動車等を使用して現場へ向かうこと。
- ・無線機等を携行し、本部からの情報に絶えず注意すること。
- ・化学剤散布が行われた場合には、ハンカチ等で口や鼻を覆い、速やかに乗車して避難すること。
- ・消防団員は、必ず市職員等と共に行動すること。
- ・拡声器を所持すること。
- ・避難中に負傷した者や気分が悪くなった者等に対応するため、応急手当セットを携行すること。

留意事項

- ( 1 ) に同じ。

4 避難所設置・運営

( 1 ) 設置場所及び設置日時

上記の避難所全てを、直ちに設置する。

( 2 ) 避難所設置・運営を指揮する者

上記避難所を所管する美浜区緊急処理事態対策本部長（美浜区長）及び中央区緊急処理事態対策本部長（中央区長）が、市対策本部と緊密な連携のもと、避難所を設置・運営する。

( 3 ) 避難所業務従事者

- ・市職員
- ・市本部が依頼する者



( 4 ) 避難所業務

- ・ 居住スペースの提供
- ・ 避難住民の安否情報の収集
- ・ 応急救護
- ・ 食料・飲料水及び生活必需品等の給与・貸与
- ・ 電話その他の通信設備の提供

( 5 ) 留意事項

- ・ 窓やドアを閉め、目張りにより室内を密閉すること。
- ・ ガスや水道、換気扇を止めること。
- ・ 市長の要請する警察官により、避難所の警備を行う。
- ・ 防災行政無線、ちばし安全・安心メール、千葉市ホームページ、テレビ・ラジオ等により、情報収集に努め、必要な情報は速やかに避難住民に提供すること。

5 本避難実施要領の伝達方法

- ・ 本避難実施要領は、市対策本部から市の他の執行機関、消防、県、警察、千葉海上保安部、自衛隊、地元自治会、報道機関、学校・保育所等、病院・福祉施設等、大規模事業所・集客施設、交通機関その他の関係機関に伝達する。
- ・ 市民への伝達については、防災行政無線、ちばし安全・安心メール、千葉市ホームページ、区役所等の拡声器を備えた車等により行う。また、消防や警察にも、拡声器を備えた車等による広報を依頼する。
- ・ 特に、優先的避難地域については、避難誘導各機関の拡声器を備えた車等により、伝達を行う。
- ・ 聴覚障害者については、ちばし安全・安心メールによる伝達のほか、民生委員の協力のもと、戸別訪問による伝達に努める。
- ・ 日本語を解さない者に対する伝達は、千葉市国際交流協会及び同協会登録の通訳ボランティアの協力により行う。

6 連絡先

	電話	F A X	E-MAIL
千葉県緊急対処事態対策本部			
千葉市緊急対処事態対策本部			
美浜区緊急対処事態対策本部			
中央区緊急対処事態対策本部			